

# 地方自治体のための環境法令改正情報（10月分）

※この情報は、「[対象環境法一覧表](#)」に掲載されている法令のうち、官報で公布された内容に基づき、地方自治体の EMS 運用に関連があると思われる改正事項を抜粋しています（条例は含みません）。

## 1. 水銀汚染防止法

【参考】			
・水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を定める件（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号）			
告示日	平成29年10月16日	施行日	—
概要	本年8月16日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）が施行されたことを受け、同法に基づき「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」が策定された。水銀等による環境の汚染を防止するため、関連法令に基づく対策の全体像を包括的に示し、措置を実施するための国、地方公共団体、事業者及び国民の役割等が示された。		
関連情報	環境省（報道発表資料） <a href="http://www.env.go.jp/press/104678.html">http://www.env.go.jp/press/104678.html</a>		

## 2. 土壌汚染対策法

・土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第268号）			
・土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（政令第269号）			
公布日	平成29年10月25日	施行日	平成30年4月1日
概要	土壌汚染に関するリスク管理を推進するため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布されたことを踏まえて、以下の2つの政令が閣議決定された。 ①土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日が平成30年4月1日と定められた。 ②土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令。 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、汚染土壌処理業の許可の基準に係る使用人の範囲が定められた。		
関連情報	環境省（報道発表資料） <a href="http://www.env.go.jp/press/104689.html">http://www.env.go.jp/press/104689.html</a>		

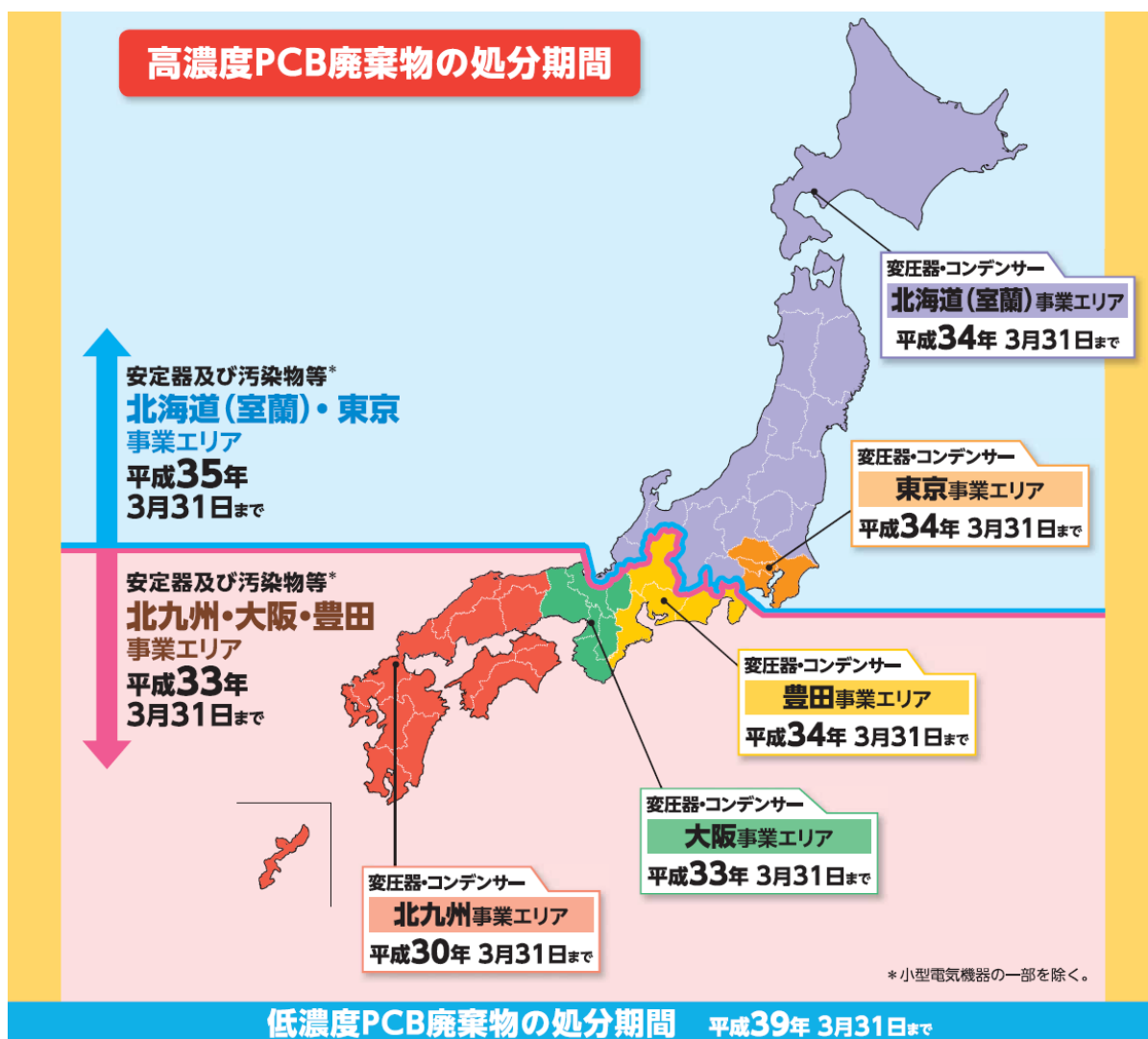
### 3. その他改正情報

名 称	公布日
浄化槽の型式の認定を更新した件（北陸地方整備局告示第 74 号）	平成 29 年 10 月 2 日
浄化槽の型式の認定を更新した件（近畿地方整備局告示第 182 号～187 号）	平成 29 年 10 月 2 日
浄化槽の型式の認定を更新した件（九州地方整備局告示第 167 号）	平成 29 年 10 月 2 日
浄化槽の型式の認定を更新した件（中国地方整備局告示第 81 号）	平成 29 年 10 月 4 日
浄化槽の型式の認定を更新した件（関東地方整備局告示第 248 号）	平成 29 年 10 月 12 日
浄化槽の型式の認定を更新した件（四国地方整備局告示第 91 号）	平成 29 年 10 月 17 日
浄化槽の型式を更新した件（中部地方整備局告示第 82 号）	平成 29 年 10 月 17 日
浄化槽の型式を認定した件（四国地方整備局告示第 96 号）	平成 29 年 10 月 31 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 第 1 項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 77 号）	平成 29 年 10 月 13 日
農薬を登録した件（農林水産省告示第 1560 号、1561 号）	平成 29 年 10 月 18 日
農薬を再登録した件（農林水産省告示第 1562 号、1563 号）	平成 29 年 10 月 18 日
農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 1564 号）	平成 29 年 10 月 18 日
一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 24 号）	平成 29 年 10 月 27 日

## 【今月のトピックス】 PCB 廃棄物の早期処分に向けて

PCB 廃棄物は定められた期限までに処分することが義務付けられています。処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなるため、期間内に確実に処理できるよう、計画的に対応することが必要です。この期限がいよいよ迫ってきています。

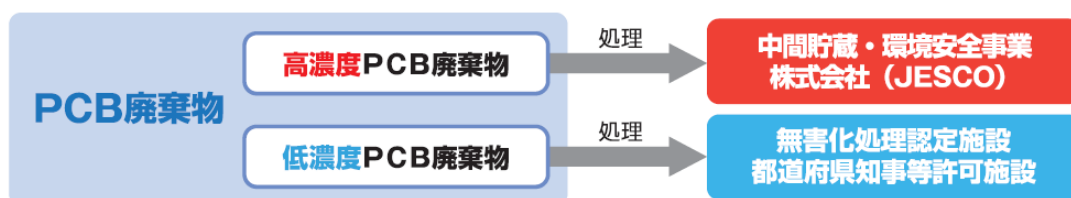
高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、下図のとおり地域ごとに定められています。中でも、中国・四国・九州・沖縄各県に保管されている高濃度 PCB 廃棄物（変圧器、コンデンサー等）については、今年度末（平成 30 年 3 月末）までに処分委託しなければならず、残りわずか 150 日しかありません（平成 29 年 11 月 1 日現在）。該当する場合は、速やかな対応が必要です。



出典：環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」

PCB は、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、これまで電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体など、様々な用途に利用されていましたが、現在では新たな製造が禁止されています。PCB 廃棄物は、PCB 濃度により以下のように分類され、それぞれ処分方法が定められています。

- ・高濃度 PCB 廃棄物：PCB 濃度が 0.5% (=5,000ppm) を超えるもの
- ・低濃度 PCB 廃棄物：PCB 濃度が 0.5% (=5,000ppm) 以下のもの



### PCB が使用された代表的な電気機器等

高圧変圧器	高圧コンデンサー	安定器
		

図・写真出典：環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」

過去に PCB 含有機器等の保有調査を実施済みの自治体でも、再調査を行ったところ新たに発見される事例が散見されています。繰り返しになりますが、定められた期限を過ぎると処分できなくなるため、この機会に今一度ご確認ください、期限内に処理できるよう早めの対応が望まれます。

対象機器、PCB 含有有無の判定方法等、詳細は以下の資料をご参照ください。

- 環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」  
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/107424.pdf>
- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト～期限内の安全な処理に向けて～  
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/examples.html>

(平成 29 年 11 月 進藤)

**株式会社 知識経営研究所** (担当者：伊藤、進藤、二上)  
 〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F  
 TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail : info@kmri.co.jp